解散公告

当社は、平成二十五年五月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

宮崎県宮崎市大坪東三丁目二番一二―三号

株式会社さとう設備

代表清算人　中村ミチ子

解散公告（第一回）

当法人は、建物の区分所有等に関する法律第五十五条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

東京都港区三田二丁目七番一号シャトー三田内

シャトー三田管理組合法人

代表清算人　島田　祐治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十四日開催の理事会の決議により、平成二十五年五月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

長野県駒ヶ根市赤須町二〇番一号

財団法人駒ヶ根市開発公社

清算人　杉本　幸治

解散公告（第一回）

当法人は社員総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

長崎市玉園町二番二八号

社団法人長崎県家畜商協会

代表清算人　酒井　孝一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

福井市西開発四丁目二〇二番一

社団法人福井県町村開発公社

代表清算人　杉本　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

宮城県石巻市中央三丁目一番二九―四〇六号

財団法人本町衛生協和会

代表清算人　佐藤　宣

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年三月二十九日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

群馬県渋川市石原八〇番地

清算法人金井南平土地改良区

代表清算人　山本正五郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間である、平成二十五年三月三十一日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月六日

鳥取県西伯郡南部町下中谷六〇六番地

財団法人南部町地域振興会

代表清算人　坂本　昭文

第三十四期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	二二〇、二三七
固定資産	三、二七五
合計	二二三、五一二

負債及び純資産の部

流動負債	五二、〇五〇
固定負債	四、四七五
株主資本	一六六、九八七
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	一四六、九八七
（うち当期純利益）	（八、一九八）
合計	二二三、五一二

平成二十五年五月十七日

静岡県三島市緑町一〇番二四号

電業社工事株式会社

代表取締役　郡山　満治

配当公告

岡山県津山市中北下二三九番地一

破産者　大江　秀夫

右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十四年（フ）第一三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、七八一、八九四、四五四円

一、配当することのできる金額

金一三、九一七、七三八円

平成二十五年六月六日

岡山県津山市船頭町七四番地の二　国藤ビル二階東

破産管財人　山田　拓男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区北郷一条七丁目三五九番地、最後の住所札幌市豊平区月寒東五条一四丁目一二番一―二〇五号

被相続人　亡　村井　雅行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

事務所札幌市中央区北五条西一一丁目一七番二号札幌総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田友樹示

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道日高郡新ひだか町静内御幸町二丁目六九番地、最後の住所北海道日高郡新ひだか町静内中野町三丁目三九番地の八

被相続人　亡　佐々木仁景

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町二丁目七番二〇号

相続財産管理人　櫻井　裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市舟見町二丁目一番、最後の住所北海道室蘭市舟見町二丁目一番一三号

被相続人　亡　佐々木悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

事務所北海道登別市若山町四丁目四〇番五号メープル・ペット・ワン三〇三号のぼりべつ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八木橋俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道浦河郡浦河町昌平町六三番地五、最後の住所北海道浦河郡浦河町栄丘東通一六号

被相続人　亡　尾元　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月六日

北海道浦河郡浦河町堺町東二丁目一四番三号郷家総合事務所

相続財産管理人　司法書士　郷家　丈史